所 見 ~スポーツ指導における暴力行為等の問題に関連して~

平成25年2月8日

公益認定法では、スポーツを通じて「国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養する」ことを公益目的事業として掲げています。オリンピック等における日本選手の活躍は、見る者に感動をもたらし、私たちを勇気づけてくれました。

しかし、大変残念なことですが、そうしたスポーツの世界において、現在、指導における暴力行為やハラスメントが大きな問題となっています。暴力行為やハラスメントは、人の心と体を深く傷つけ、人と人とのつながりを断ち切るものであり、いかなる場合にも認められるものではありません。

スポーツの世界では、競技スポーツから生涯スポーツへと裾野が広がっており、社会的に大きな影響力を持つ競技スポーツ団体の多くは公益法人として認定されています。そのような団体の活動において、今回のような問題が発生したことを深く憂慮しています。

公益法人は、「民による公益」を担う中心的な存在であり、高い志を持ち、不特定かつ多数の人々の幸福につながるような様々な活動を展開していくことが期待されています。

こうした期待に応えていくため、公益法人には、社会的存在としての責務を自覚し、独善に陥らないよう省みて現実を直視し自らを厳しく律していくこと、同時に、法人内部にとどまらず、外部の様々な関係者とも十分なコミュニケーションを通じて信頼関係を構築し、開かれた透明性の高い業務運営を行うことが求められています。

公益認定等の審査を任務とする公益認定等委員会としては、まずは、現在関係法人において行われている事実関係の解明が、外部の視点も十分踏まえつつ、速やかにかつ徹底的に行われることを強く期待しています。その上で、関係各団体において、これを契機に発生防止策や、万一そのような事態が生じた際の適切な対応策をどう講じていくのかを明らかにし、自律した存在として自浄能力を備えていることを法人の内外に示していただきたいと考えています。

既に関係団体の中には、今回の事態を受けて暴力根絶にむけた取組を推進する方針を表明したものもあり、こうした取組を関心をもって見守っていきたいと思います。

同時に、今回のような問題は、スポーツに限らず、社会生活の様々な局面において起こりうるものです。すべての公益法人において、この問題を自分自身の問題として重く受け止め、改めて自らの業務運営の在り方等について振り返り、法人としてのガバナンスを高めていく機会となることを強く希望するものです。

公益認定等委員会を代表して 委員長 池田 守男